

令和7年度 さっぽろ新規創業促進補助金募集要項

1 補助金の概要

新たなチャレンジを行う創業者を後押しし、創業の裾野を広げるため、国の特定創業支援等事業を活用して登録免許税半額の軽減を受けた方に対し、市独自の支援として残りの半額相当額を補助します。

2 補助対象者

補助対象者は、以下のすべての要件を満たす方とします。

- (1) 事業を営んでいない個人又は開業届の提出日から5年を経過していない個人事業主で、新たに会社を設立した者であること。

※会社の設立日（履歴事項全部証明書に記載の会社成立の年月日）から起算して90日以内、又は令和8年3月31日のいずれか早い日までにさっぽろ新規創業促進補助金の申請（書類が到着していること）が必要になります。

- (2) 札幌市より特定創業支援等事業の証明を受けた後、登録免許税を支払っていること。（※特定創業支援等事業の証明を受けて登録免許税の減免を受けるには、会社法上の発起人かつ会社の代表者となる必要があります。）
- (3) 札幌市内に登記上の本店所在地を置いていること。
- (4) 新たに設立した会社以外に、代表権を持つ会社がないこと。もしくは他の事業を営んでいないこと。（個人事業については、廃業届を提出済みであることが必要です。）
- (5) 反社会的勢力及び反社会的勢力と関係のある者でないこと。
- (6) 本市の市税を滞納していないこと、又は市税の徴収猶予の特例制度等の対象であること。

3 補助額

- (1) 株式会社の場合：一律 75,000 円（登録免許税 75,000 円）
- (2) 合同会社の場合：一律 30,000 円（登録免許税 30,000 円）

4 申請に必要な書類

1. さっぽろ新規創業促進補助金交付申請書兼同意書（様式1）
2. 役員名簿（様式2）
3. 設立した会社に係る履歴事項全部証明書の写し・・・法務局にて発行
4. 登録免許税の支出を証する書類の写し・・・領収書の写し等、請求書のみは不可。
5. （個人口座振込の場合）口座振込依頼書（個人口座用）及び委任状
（法人口座振込の場合）口座振込依頼書

※振込口座を把握するために通帳の写し等も併せてご提出をお願いいたします。

※審査にあたり、必要に応じて追加の資料提出を求められることがあります。

5 申請手続

(1) 受付期間

令和7年4月1日（火）から令和8年3月31日（火）（必着）

(2) 申請書類の提出方法

郵送にて申請を受け付けます。

会社の設立日（履歴事項全部証明書に記載の会社成立の年月日）から起算して90日以内、又は令和8年3月31日のいずれか早い日までに、さっぽろ新規創業促進補助金交付申請書兼同意書（様式1）及び関係書類を提出してください（必着）。

※封筒には差出人の住所及び申請者名を明記してください。

※レターパックや簡易書留等郵送物の追跡ができる方法で郵送ください。

【提出先】

〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目

札幌市役所 経済観光局 経済戦略推進部 スタートアップ推進担当課

（さっぽろ新規創業促進補助金担当） 宛

6 補助金の交付時期

補助金の交付時期については、ご申請いただいた月の翌月の下旬を予定しています。

※書類不備等により支出が遅れる場合があります。

7 その他

- (1) 補助金交付決定後でも、申請内容に虚偽があった場合等は、補助金の交付決定が取り消されることがあります。また、交付決定を取り消された場合において、すでに補助金の交付を受けているときは、当該補助金の全部を返還して頂きます。
- (2) ご提出いただいた申請書類一式は返却しません。
- (3) さっぽろ新規創業促進補助金を受けた方には、年1回程度メール等にてアンケートを行う場合があります。ご協力の程、宜しくお願い申し上げます。
- (4) 予算に限りがあるため、申請状況によっては、募集期間内でも終了する場合があります （先着順）。

○さっぽろ新規創業促進補助金のお申込み・お問い合わせ先

〒060-8611

札幌市中央区北1条西2丁目

札幌市経済観光局 経済戦略推進部 スタートアップ推進担当課

TEL：011-211-2379

URL：<https://www.city.sapporo.jp/keizai/center/sinkisougyouhojyo.html>



SAPPORO